

# 意見書案第 14 号

## 憲法第96条の改定をしないことを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成25年9月26日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者           "           宮下寛

                  "           青木孝子

## 憲法第96条の改定をしないことを求める意見書

安倍政権は、憲法第96条の改定をする動きです。

しかし、現憲法はアジアや日本国民の多大な犠牲の反省の上に立って創られたものであり、戦後68年間、わが国が戦争による犠牲者を一人も出してこなかったことから見ても、基本的人権を永久に侵すことのできない権利と謳っている点からみても、軽々にかえるべきではありません。

また、憲法第96条は改憲に一定の困難な条件を課すことによって、憲法改定に一定の歯止めをかけています。

それは憲法が、永年にわたる人々のたたかいの中で、時の権力者の悪政に対して、人々の側からしぼりをかけてきた歴史的な成果であることからきています。それ以外の一般法と区別して重要な点です。

また、諸外国についてもこのことから、非常に厳しい規制をかけて軽々に改憲ができないようにしています。例えば、アメリカでは上院・下院の3分の2の賛成に加えて州議会の4分の3の賛成を必要としますし、フランスでも各院の過半数とは別に両院合同の5分の3の賛成が必要となっています。ドイツでも連邦議会と連邦参議院の3分の2、韓国でも、発議に必要なのは両院の3分の2とそれに続けての国民投票が必要です。

このことは、改憲に賛成の憲法学者からも、憲法第96条をかえることによる憲法改定について「憲法破壊だ」との見解も出されています。

そして、今出されようとしている、憲法第96条における3分の2から過半数への発議条件の変更は、改憲へのハードルを極端に引き下げるものであり、これがまかり通れば、憲法は時の政権の恣意的な意図の下にいくらかでも変更可能という事態となります。それでは、第二次世界大戦の戦禍の反省の上に立って出発した国際社会の中で、日本は孤立する道を選ぶことになります。憲法第96条の改定には、これを実施しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

中 間 市 議 会

提 出 先

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

法 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様